

令和3年度厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)  
総括研究報告書

管理栄養士養成施設における管理栄養士の卒前・卒後教育の充実に向けた研究

研究代表者 中村 丁次 神奈川県立保健福祉大学 学長

研究要旨

平成12年の栄養士法の改正により管理栄養士の業務として傷病者に対する栄養指導等が明示されて以降、医療・介護領域をはじめとして、管理栄養士の職務のあり方は大きく変化している。本研究では、管理栄養士教育の実態や課題を明らかにした上で、管理栄養士養成施設における管理栄養士の卒前・卒後教育の更なる充実化を図るための方策案を作成することを目標とした。

本年度は3つの分担研究を行い、管理栄養士養成大学卒業生における進路の年次推移と法律・制度等の社会的背景との関連、管理栄養士養成大学における教育課程等と進路の関連、管理栄養士の学歴及び職域と年収の実態について検討した。

管理栄養士養成大学の卒業生における進路の年次推移と、法律・制度を中心とした社会的背景との関連を検討した結果、卒業生の進路は、1995年度から2020年度にかけて、管理栄養士・栄養士業務が50%から70%程度、免許不使用の業務が30%程度、進学・未就職が20%から10%程度で推移した。管理栄養士・栄養士業務を職域別にみると、病院・診療所が法律や制度に伴い増加したと考えられるが、介護保険施設・老人福祉施設や栄養教諭・学校栄養職員は、必ずしも法律や制度の影響を受けるとは言えなかった。現職の管理栄養士の業務評価やエビデンスの作成が今後の雇用状況の改善へ結びつく可能性があると考えられる。また管理栄養士養成大学においても、卒後教育の充実化や現場の管理栄養士と連携したエビデンスの創出に係る体制を構築することが、喫緊の課題なのではないかと考えられる。

さらに、管理栄養士養成大学における教育課程等と進路の関連を検討した結果、管理栄養士業務の就職率が高い大学は、管理栄養士国家試験受験資格取得が卒業要件であり、最低臨地実習単位数が5単位以上の大学であることが明らかになった。

また、管理栄養士有資格者の学歴及び職域と年収について検討した結果、管理栄養士の年収には学歴と職域が影響していることが明らかになった。

今後、管理栄養士養成施設の管理者、教員等から養成施設の教育に関する実態や教育ニーズについて調査する他、管理栄養士養成課程卒業生を対象に養成課程の志望理由や卒業後の進路、養成教育に対する意向について調査する予定である。さらに、現在進行中の諸外国の栄養士の養成制度・教育制度の現状把握をまとめ、管理栄養士養成施設における管理栄養士の卒前・卒後教育の更なる充実化を図るための方策案の作成に着手する。

【研究代表者】

中村 丁次 (神奈川県立保健福祉大学 学長)

【研究分担者】

鈴木 志保子 (神奈川県立保健福祉大学 教授)

斎藤 トシ子 (新潟医療福祉大学 教授)

遠又 靖丈 (神奈川県立保健福祉大学 准教授)

加藤 昌彦 (椋山女学園大学 教授)

村山 伸子 (新潟県立大学 教授)

上西 一弘 (女子栄養大学 教授)

塚原 丘美 (名古屋学芸大学 教授)

神田 知子 (同志社女子大学 教授)

栗原 晶子 (大阪府立大学 准教授)

【研究協力者】

古畑 公 (聖徳大学 教授)

飯田 綾香 (神奈川県立保健福祉大学 講師)

片岡 沙織 (神奈川県立保健福祉大学 講師)

中西 朋子 (共立女子短期大学 准教授)

A. 研究目的

栄養士法の一部を改正する法律(平成12年法律第38号)の施行に伴い、管理栄養士の業務として「管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指

導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者」に改められて以降、医療・介護領域をはじめとして、管理栄養士の職務のあり方は大きく変化している。

本研究は、管理栄養士教育の実態や課題を明らかにした上で、管理栄養士養成施設における管理栄養士の卒前・卒後教育の更なる充実化を図るための方策案を作成することを目的とした。

方策案を作成するにあたり、2カ年計画の本研究では、管理栄養士養成施設の管理者、教員、卒業生、現任の管理栄養士を対象に、卒前・卒後の教育実態、教育ニーズ、進路の実態等について多面的に検討する。さらに、諸外国の栄養士の養成制度・教育制度の現状を把握することで国際標準化のための管理栄養士教育のあり方等を提案する。

## B. 研究成果の概要

### 1. 管理栄養士養成大学卒業生における就業実態に関する検討

管理栄養士養成大学の卒業生における進路の年次推移と、法律・制度等の社会的背景との関連を検討した。

進路の年次推移は、一般社団法人全国栄養士養成施設協会が調査した「管理栄養士及び栄養士課程卒業生の就職実態調査」のデータを二次使用した。各職域の法律・制度及び給食施設数及び管理栄養士在籍数は、厚生省報告例、衛生行政報告例等の公的報告書等から調査を行った。

1995年度から2020年度の施設数と卒業生数の年次推移において、管理栄養士養成施設及び栄養士養成施設の総数は252校22,278名から281校17,838名、管理栄養士養成施設は28校1,693名から142校10,446名、栄養士養成施設は223校19,001名から139校6,402名と、管理栄養士養成施設が増加、栄養士養成施設が減少していた。管理栄養士養成大学において管理栄養士・栄養士業務に就いた卒業生数は、1995年度に799名(47.2%)、2020年度に6,778名(66.7%)と増加した。

管理栄養士・栄養士業務に就いた卒業生を職域別にみると、病院・診療所は、2000年

度の331名を境に、2020年度には2,012名にまで増加した。一方、介護保険施設・老人福祉施設は、一つの職域として調査されるようになった2010年度以降、600名程度で推移した。栄養教諭・学校栄養職員は2000年度に44名、2010年度には300名と増加したが、2020年度には283名であった。病院・診療所は、2012年度、2018年度に栄養管理を入院基本料に包括するなど、管理栄養士の採用が雇用側の収益に大きく影響する診療報酬改定があったことが要因の一つであると考えられた。栄養教諭・学校栄養職員は、2001年度に教職員定数が改善され、2005年度に栄養教諭制度が施行となり、職員数の充実が図られた可能性が推測されたが、2010年度以降、大きな変化は認められなかった。

新規卒業生の雇用は、病院・診療所が法律や制度に伴い増加したと推測されたが、一施設あたりの管理栄養士や栄養士の人数が少なく、経験者の採用を重視している可能性の高い介護保険施設・老人福祉施設や栄養教諭・学校栄養職員では、一定程度の増加に留まっており、必ずしも法律や制度の影響を受けているとは言えなかった。

2017年度以降、管理栄養士課程の4年制大学を卒業し、管理栄養士として就職する者の割合は49%、栄養士として就職する者の割合は12%であった。職種における栄養士の構成比は、児童福祉施設(61.5%)、行政(29.0%)、学校(27.6%)の職種で高い割合となった。介護保険施設・老人福祉施設における管理栄養士の就職者数は、施設数の増加に伴って増加しているものの、医療施設のような施設数の増加以上の増員は見られなかった。2017年度から2020年度の管理栄養士養成大学における栄養士就職の分類は、児童福祉施設、行政、学校の職種で高い割合となった。いずれも制度上、栄養士としての設置が定められていることから、管理栄養士養成大学を卒業した場合でも栄養士雇用となっていると考えられる。現職の管理栄養士の業務評価やエビデンスの作成が今後の雇用状況の改善へ結び付く可能性があると考えられる。また管理栄養士養成大学においても、卒後教育の充実化や現場の管理栄養士と連携したエビデンスの創出に係る体制を構築することが、喫緊の課題なのではないかと考えられる。

### 2. 管理栄養士養成大学における教育課程等と進路に関する検討

管理栄養士の養成は、「栄養士法施行規則」や「管理栄養士学校指定規則」に定められるが、育成したい人材像や方針の違いから、各施設の養成実態には違いがある。そこで、管理栄養士養成大学における教育課程等と進路の関連を検討した。

卒業生における進路のデータは、研究1と同様一般社団法人全国栄養士養成施設協会が調査した「管理栄養士及び栄養士課程卒業生の就職実態調査」のうち、2017年度から2020年度のデータを二次使用した。厚生労働省、医歯薬研修協会、各対象大学のホームページから管理栄養士養成大学の入学定員数、管理栄養士国家試験受験者数および合格者数、カリキュラム（管理栄養士国家試験受験資格取得の卒業要件の有無、臨地実習単位数）を収集した。

管理栄養士養成大学137校のうち、国家試験受験者率100%の大学が14校ある一方、受験者率24.7%の大学や、50～80%の大学が44校あり、管理栄養士養成大学においても受験しない学生が多く存在することが明らかとなった。管理栄養士国家試験受験資格取得が卒業要件である大学は63校(46%)であり、卒業要件でない大学と比較し、管理栄養士業務の就職率、管理栄養士としての病院・診療所の就職率が高かった。

管理栄養士国家試験取得のための最低臨地実習単位数が管理栄養士学校指定規則の4単位である大学は132校(96%)、5単位以上の大学は5校(4%)であった。5単位以上の大学は臨床栄養学関連の実習の単位数が多く、4単位の大学と比べて、管理栄養士としての病院・診療所の就職率、5単位以上の大学は管理栄養士業務の就職率が高く、栄養士業務、免許不使用の業務、進学・未就職が低い傾向であった。

管理栄養士業務の就職率が高い大学の特徴は、管理栄養士国家試験受験資格取得が卒業要件であり、最低臨地実習単位数が5単位以上の大学であることが示唆された。関連の臨地実習のカリキュラムが充実している管理栄養士養成大学は、管理栄養士の専門性を活かした就職に結びつくと考えられる。管理栄養士の業務は診療報酬や介護報酬改定によって、より一層専門的知識や技能が必要な業務が増えてきている。今後の管理栄養士養成において、より専門的な実習を受ける機会をどのように設定し得るかについては、次年度も本研究事業において引き続き検討する必要があると考えられた。

### 3. 管理栄養士の学歴及び職域と年収に関する疫学調査

管理栄養士有資格者を対象に、学歴及び職務等の実態を年収面から検討した。

公益社団法人日本栄養士会が2018年11月に実施した「管理栄養士・栄養士資格取得者の就業の実態に関する調査研究」のインターネット調査のデータを二次利用した。管理栄養士有資格者かつ管理栄養士・栄養士として就業している者8,227名を対象とし、年収は階級値をとり、最終学歴、職域等ごとに年収分布を求めた。

全対象者の年収分布の中央値は、350万円であった。主たる業務に必要な資格（栄養士、管理栄養士）の年収中央値に差は認められなかったものの、主たる業務に必要な資格が栄養士である者の77.6%は、年収中央値の高い食育・教育の職域に属していたことから、職域が年収に影響している可能性が示唆された。最終学歴別の年収分布は有意差が認められ、大学院博士（年収中央値650万円）、大学院修士及び短期大学（年収中央値450万円）の順に高かった。年代ごとに見ると、専門学校、短期大学、専攻科、大学の年収に差は認められず、短期大学の平均年齢(47.0±8.6歳)は大学(34.9±10.2歳)と比べ高かった。そこで、性・年齢を調整して解析した結果、最終学歴において、専門学校を基準とした場合、大学の一部と大学院修士、大学院博士でオッズ比が有意に高かった。また、職域においても、医療を基準とした場合、食育・教育及び行政でオッズ比が有意に高かった。以上より、年収には学歴及び職域が影響していることが示唆された。

### C. 結論

管理栄養士養成施設における管理栄養士の卒前・卒後教育の充実化を図るための方策案を検討するために、本年度は管理栄養士養成課程の卒業生を対象に卒業生の就職実態及びその特徴、管理栄養士を対象に学歴及び職域と年収について既存のデータを二次利用して解析した。

法律・制度等の社会的背景の変化と管理栄養士養成大学の卒業生の就職状況について把握することができた。特に病院・診療所、介護保険施設・老人福祉施設、栄養教諭・学校栄養職員の職域を詳細に検討した結果、病院・診療所において、法律や制度の変化に伴い卒業生の雇用の増加が図られていた。

さらに、管理栄養士養成大学における進路の傾向を教育課程等から検討した結果、

管理栄養士業務の就職率が高い大学は、管理栄養士国家試験受験資格取得が卒業要件であり、最低臨地実習単位数が 5 単位以上の大学であることが明らかになった。

また、管理栄養士有資格者の学歴及び職域と年収について検討した結果、管理栄養士の年収には職域と年齢が影響しており、最終学歴が大学までは年収中央値に差は認められず、大学院修士以上で年収の増加に寄与すると考えられた。

次年度は、管理栄養士養成施設の管理者、教員等から情報収集を行い、卒後教育を含めた養成施設の教育に関する実態や教育ニーズについて調査する他、管理栄養士養成大学 2021 年度卒業生を対象に養成課程の志望理由や卒業後の進路、養成教育に対する意向について調査する予定である。さらに、現在進行中の諸外国の栄養士の養成制度・教育制度の現状把握をまとめる。

以上の成果より、管理栄養士養成施設に

おける管理栄養士の卒前・卒後教育の更なる充実化を図るための方策案の作成に着手する。

#### **D. 健康危険情報**

本研究において、健康危険情報に該当するものはなかった。

#### **E. 研究発表**

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

なし

#### **F. 知的財産権の出願・登録状況**

なし